

## 「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」の改正について

令和3年7月  
産業保安グループ  
製品安全課

### 「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」の一部改正について

#### 1. 背景

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。）で規定する特定保守製品については、技術基準の強化等の経年劣化対策の措置により、各製品の事故率は、指定当時より大きく低下している。屋内式のガス瞬間湯沸器及びガスバーナー付ふろがまについては、1 ppm を大きく下回る事故率となっているため、指定から外す方向で政令改正等を進めている。ただし、指定から外す製品については、今後も経年劣化対策の技術基準の強化を通じたPSマーク規制等の対策を講じることにより、事故率の低下に向けて万全を期していく必要がある。

屋内式のガス瞬間湯沸器のうち大半を占める開放燃焼式のガス瞬間湯沸器については、すでにインターロックの義務化等、技術基準改正を行っており対応済みであるが、その他のガス瞬間湯沸器及びガスバーナー付ふろがまについては、技術基準化の要否について今後検討していく必要がある。このうち、密閉式のガスバーナー付ふろがまについては、すでに業界内の自主基準により経年劣化対策が取られており、今回の指定見直しを踏まえ、技術基準化して引き続き経年劣化対策を強化していくため、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」（以下「通達」という。）の改正を行う。

#### 2. 改正事項

密閉式ガスバーナー付ふろがまのうち自然給排気式のものについては、業界内の自主基準として、経年劣化対策である誤操作・異常操作による異常着火の防止、冠水時の安全対策、ふろがまの消し忘れ防止対策を定めており、引き続き経年劣化対策を強化していくため、これらを基準化するため、通達の改正を行う。

#### 3. 今後のスケジュール

令和3年7月27日公布、令和3年8月1日施行。

なお、施行日から1年間は、従前の例によることができることとする。